

第 2 7 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 7 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 4 年 7 月 2 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで	
場所	利根町役場 3 階 町長公室	
出席者	委員	坂野委員長, 加藤委員, 市川委員, 船川委員, 青木委員, 鈴木(弘)委員, 吉岡委員, 新井委員, 大越委員, 加川委員, 菅沼委員, 寺島委員, 猪鹿月委員
	事務局	政策企画課 布袋課長, 服部課長補佐, 栗原主任, 鈴木主任
欠席委員	手塚副委員長, 岩戸委員, 鈴木(亜)委員	
会議次第	1 開会 2 住民説明会について 3 逐条解説について 4 次回の開催日について 5 その他 6 閉会	
配付資料名	第 2 7 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 ・資料 1 利根町みんなのまち基本条例逐条解説 (案) ・資料 2 住民説明会開催日一覧 ・資料 3 利根町みんなのまち基本条例 逐条解説 追加修正箇所一覧 ・資料 4 利根町みんなのまち基本条例 構成図	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会</p> <p>2 住民説明会について (資料2に基づき、事務局より説明) 事務局より住民説明会の開催スケジュールを提示。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3 逐条解説について (資料1, 資料3, 資料4に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>まずは、資料4の構成図について、何かご質問等はあるか。</p>
委員	<p>確認だが、逐条解説には、関係法令が記載され分かりやすかったが、この条例の中での関係、例えば第8条「子どもの参加」と第17条「参加のための環境づくり」については、子どもは当然、第17条の「町民」の中に含まれているが、そういう関係があるということ、第17条の「参加のための環境づくり」に「子ども」も入ってくるんだということ、子どもたちが入ってきやすいようなことを配慮してほしいとの意見を、私は聞いたので、なるほどと思った。他にも条文と条文が関連付けられることがあると思う。この逐条解説を読んで、すごくよくできていると思い、ゆくゆくは地方自治について学んでいただけるテキストになるような気がした。本当に、町民に読んで理解していただけるようなものとして、本条例の中での関連性が分かるような形にさせていただけるとありがたいと思う。</p> <p>もう一つが、第21条の住民投票の中で、以前我々茨城県民が経験した東海第二原発についての住民投票を求めるというのがあるが、地方自治法に定める直接請求に基づき住民投票を求めると、この条例で定める、町長が主体となって町民の意思を確認するために実施する「住民投票」とが、分かりにくいと聞いたので、この21条に定める住民投票は、直接請求の住民投票とは違うということ、分かりやすく表現してもらえるといいと思う。</p> <p>私は「伝道師」として、できるだけ多くの人にこの「みんなのまち基本条例」の話をしてきたが、そういう反応があったことを伝えたいと思う。</p>
委員長	<p>2つ話があった。1つが、子どもが大事だという話、この後に第8条の逐条解説を確認する際に、話をする。また、住民投票についても第21条のところで確認したい。とりあえずは、この構成図について、他に何かあるか。</p>
委員	<p>34条(条例の見直し)と35条(条例の普及啓発及び推進)は、順番が逆の方がいいと思うが。</p>
委員長	<p>35条の普及啓発を先に、34条の見直しを後にした方がいいのではとのご意見だが、皆様いかがか。挙手により確認したい。</p>

<p>委員長</p>	<p>(賛成多数)</p> <p>では、賛成多数ということで、ご意見のとおりとする。 他に、何かご意見のある方はいるか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようでしたら、「前文」から順番に見ていきたいと思うが、まずは、ここまでのところで、(学識者の立場として)加藤委員からは何か意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>構成図については、先ほどの意見の部分だけでよいと思う。それから、「前文」のところに関連するが、「前文」の前に「自治基本条例とは何か」という内容が記載されている自治体もある。分かりやすくするという意味では、「前文」の前に「自治基本条例とはなんなのか?」、「そもそも今の利根町になぜ自治基本条例が必要なのか」等といったことを1ページくらいでいいので記載してもいいと思う。また、逐条解説とは別に、チラシやリーフレットを作って、そこに記載するということでえあれば、逐条解説には載せなくてもいいかと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員から、「自治基本条例の定義」や「なぜ、いま自治基本条例が必要なのか」ということを入れた方がいいとの意見があった。皆様いかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>いいと思う。自治基本条例と聞いても、町民の方は「えっ、何それ」という感じの方が多と思う。委員が言われたようなことが入っていると、町民の方に読んでもらいやすくなるのかなと感じる。</p>
<p>委員</p>	<p>私もそう思う。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>委員長</p>	<p>では、簡単にいうと「自治基本条例とは何か」、また「なぜ、いま自治基本条例が必要なのか」ということを逐条解説に入れていただきたいと思う。 もう一つ、委員からは、チラシの作成について話があった。</p>
<p>委員</p>	<p>龍ヶ崎市のホームページを見たところ、そういったものが掲載されていたので、利根町でもあってもいいのかなと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>チラシ等を作成して活用するということだが、皆様いかがか。</p>
<p>委員</p>	<p>いいと思う。そういうのがあると、町民の人に伝わりやすいのかなと。興味を持っていただけるのではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>最近、自分で文章を書いて、それを読んでもらうという機会があったが、その際に</p>

	<p>感じたことは、やたらと長い文章を書いても読んでもらえないということ。チラシという話だったが、A4用紙両面くらいであれば、5分程度の時間があれば読むことができると思う。時間をかけなくても、この条例のエッセンスを理解してもらことは、すごくいいことだと思う。</p>
委員長	<p>まとめると、委員の意見としては、自治基本条例の定義などについて逐条解説の中に盛り込み、そして、その内容を抜粋したチラシを作成するということだが、これについて、皆様いかがか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>では、大変とは思いますが、こちらの方を事務局にお願いしたい。</p>
委員	<p>この逐条解説をまとめていただいて、本当に感謝しています。そこで確認なのですが、この逐条解説は、条例本編とは別の、別冊という形になるのでしょうか。それとも、条例本体と一つになるのでしょうか。イメージが湧かなくて・・・。</p>
委員長	<p>通常、条例文と逐条解説の二つになるかと思う。もしかするとそれに加えて、ダイジェスト版というのを作るかどうかという議論もある。</p>
委員	<p>私がなぜ確認したのかというと、「前文」に固有名詞が出てくる。例えば、「こうもう神社」というのは、利根町の人にはだいたい読めるが、普通の人には読みにくいと思う。今は、本編と解説が二つ手元にあるので、読みやすいが、別々になった時に、少し読みにくくなってしまうと思う。</p>
委員長	<p>例規集には、条例文だけのものが載ることになると思う。条例文だけでは、分からないので、こういった逐条解説と一緒に読むというのが一般的かと思う。</p>
委員	<p>本編にフリガナをつけてしまえば早いかなと思う。</p>
委員長	<p>条例本文にフリガナはつけられないので、概要版を作るかどうかという議論になるかと思う。ただし、予算の関係もあると思うので、一概にここで決めてしまってもよいものか。もちろん、概要版というのは、あった方がいいとは思いますが、やはり予算措置の都合もあるかと思うので、その点については、事務局いかがか。</p>
事務局	<p>逐条解説の最後、条文の解説の後に、条文本文とか、これまでの検討委員会の流れ等を追加して、1つの逐条解説にしようかと考えている。</p>
委員長	<p>検討委員会の経過も載せるということか？</p>
事務局	<p>条例策定までに、検討委員会の会議を何回やってきたとか、そういったことをつけて、逐条解説とした方がいいのではと考えていた。この逐条解説一冊で、解説から本</p>

	<p>文まですべてが分かるようになっている方がいいのかなと思っていた。</p>
委員長	<p>例規集にあるものを印刷して、どこかに設置するということはやっていないか？</p>
事務局	<p>ない。例規集については、インターネットで確認していただく形で、紙媒体では用意していない。</p>
委員長	<p>わかった。事務局としては、そういう方針であるとのこと。今回のこの資料にある逐条解説にページを追加した形になる、厚くなるということか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>その場合には、ダイジェスト版を作っている自治体も多いかと思いますが、予算の問題もあるので、ここでは議論しない方がよいか？</p>
事務局	<p>ダイジェスト版というよりは概要版、概要パンフレットだが、龍ヶ崎市だとA3の両面くらいのものであったと思う。折りたたむような形で、条例の構成図だったり、重要な部分がピックアップされて、A3用紙見開きで作るというのが、いいと思う。例えば12月に条例が可決し、4月1日から施行となれば、その間に当然、町民の方にお知らせしなくてはならないので、それを全戸配布するというのが一番いいと思っていた。</p>
委員長	<p>そういった広報の部分に関しては、この委員会で検討してよろしいか。それとも事務局で決めるようになるか？</p>
事務局	<p>この中で、意見をいただければ、それを基に検討をしたい。</p>
委員長	<p>わかりました。スケジュールにも関連するので、それは次回にする。今日は、逐条解説について、皆様と一緒に確認することに集中させていただく。 では、ここからは、逐条解説を見ながら、ご意見を頂戴したい。</p>
	<p>(資料1に基づき、1ページから順番に確認。資料1中の赤文字部分は事務局で修正を加えた部分のため、適宜説明を行った。)</p>
	<p>※以下、意見等があった部分のみ記載し、意見等がなかったページについては省略 ※以下、資料1の該当ページを記載。</p>
委員	<p>【2ページ はじめに】 下から3つめの段落で、「この基本理念に基づき、町は、計画段階から情報提供・・・」とあるが、この「計画」とは、何の計画なのかなと考えた。これは「政策の計画段階から」という意味か。</p>

事務局	何かをつくる段階で、この条例をつくる段階で皆様に入っているような形。これを「政策の計画段階で」といっていいものかは、この場では判断できない。
委員長	おそらく、ここでいう「計画」とは、私たちはよく「政策形成」という言葉を使うが、課題設定であるとか、政策立案といった部分になろうかと思う。
事務局	第17条（31ページ）の解説で、「参加とは政策形成（課題設定、立案、決定）、実施、評価等に至るまでの過程において、町民が主体的に関わること」とあるので、「計画」を「政策形成」といいかえても文章の意味は通じるかと思う。
委員長	他の皆様はいかがか。これは、この文章を読んで、分かるかどうかということになるかと思う。
委員	私は、この「計画」のままでいいのかなと思う。広い意味でも捉えられ、「政策形成」といわれると、「町の難しいことなんだな」という風に捉えてしまうので。イベントも「計画」であるし、こういった会議も「計画」であるし、受け止めやすいかなと。
委員	私も「計画」のままで、すんなりと理解できた。
委員	主語が「町」なので、広い意味で「計画」のままでいいかなと。
委員	私も、あまり違和感は感じない。
委員	私も「計画」の方が、すんなりと理解できるかなと。
委員	このままでいいと思う。
委員	新規のものも、変更するものもすべてを含むと思うので、「計画」でいいと思う。
委員	私も「計画」でいいと思う。「計画」方が分かりやすいのかなと。
委員長	それではここは、「計画」のままとさせていただきます。
青木	<p>【5～7ページ 前文】</p> <p>細かいところで恐縮だが、「前文」の「都心から40キロメートルに位置し」という表現が、現在の街の第五次総合振興計画では、「都心から約40キロメートル圏内」と表現しています。また、都市計画マスタープランでも「都心から約40キロメートル」としていますので、「40キロメートルに位置し」と言い切るよりは、「約40キロメートル」とか「約40キロメートル圏内」とした方がいいのではと思う。</p>

委員長	皆様いかがか。
委員	文言は、できるだけ統一した方がいいと思う。
委員長	他に何か意見のある方は。
委員	6ページの柳田國男の文章で、「布川で医院を開業していた長兄に身を寄せたことで、多感な少年期を布川で過ごしました」とあるが、「長兄宅」とした方がよいのでは。長兄の宅に住まわせてもらっていたということだと思うので。
委員長	皆様いかがか。
委員	そのままでいい気もしますが。
委員	委員のいうことも分かるが、このままで問題はないかと思う。
委員長	どちらでも意味は通るかと思うが、いかがか。
委員	はい。納得。
委員長	他には何か。
委員	7ページで「赤松宗旦」とありますが、フリガナがないが「あかまつそうたん」と読むことが普通と考えてよろしいか。また「利根川研究に生涯をかけました」とあるが、もう少し分かりやすい表現はないか。「利根川図誌」には、利根川という川だけではなく、それに沿った水運などにも触れられているので。
委員長	確かにフリガナは、あった方がいいかと思う。これは入れていただくことにする。次に「利根川研究」について、文章が長くなるので、個人的にはこのままでいいのではと思うがいかがか。
委員	私は、このままでいいのかなと。
委員長	他の皆様はいかがか。このままということにご賛同か。
	(一同了承)
委員長	【20ページ 子どものまちづくりへの参加】 先ほど吉岡委員より、「町民」の定義に含まれている「子ども」を、ここであえて入れているという点について、もう少し解説を詳しくしてほしいとの意見があった。私は、趣旨のところ「将来のまちづくりの担い手として尊重し、子どもがまちづくりに参加できる環境づくりを進めるという強い姿勢を示すため」とあるので、事務局

	<p>としては、この一文で、先ほど吉岡委員が言っていた「子ども」をあえて入れている」ということを説明しているとのことだと解釈しているが、事務局としては、それでよいか。</p>
事務局	<p>はい。吉岡委員が言われたようなことを加えるのであれば、「第17条 参加のための環境づくり」(31ページ)のところに、「子どもの参加」に関するニュアンスを、子どもの参加に配慮しますというようなことを少し付け加える形の方がいいのでは。</p>
委員	<p>私も、事務局と同じようなことを思っていた。</p>
委員	<p>私は、先ほどの委員の話と事務局の説明で、理解した。その上で、今回の逐条解説の作りこみ方を見ると、「関係法令」には地方自治法をはじめとした法令等が記載されている。ここで新たに、この条例内での条文同士の関連性まで記載するとなると、この第8条だけではなく、すべてにそれを記載しなくてはならなくなると思う。そうになると、読みにくくなってしまうのではと思う。第8条の解説にしても、第17条の解説にしても、すごくよく作られていると思うので、あえて入れることもないのでは。</p>
委員	<p>はい。「第〇〇条参照」とかではなく、事務局がというような、子どもの参加に配慮しますというようなことを、第17条の解説に入れた方が分かりやすいのではと思う。</p>
委員長	<p>事務局としては、入れていただけるということで、よろしいか。</p>
事務局	<p>入れるとすれば、そのような形がいいのではということ。事務局としては、章を作り、前から順番に条文を構築しており、第8条で子どもに関することを規定し、その後第17条という形につながるので、あえてそこまで入れる必要もないと考え、今の解説の文章にしている。それでも、やはり入れた方がいいということであれば、先ほど申しあげたとおり。</p>
委員長	<p>他の委員の皆様はいかがか。</p>
鈴木(弘)	<p>子どものまちづくりへの参加、と規定しているので、あえて入れなくてもいいのかなと私は思った。</p>
大越	<p>私は、このままで。</p>
加川	<p>第17条で「年齢及び性別に関わらず」とある。「子ども」ということにこだわるのであれば、ここをもう少し分かりやすい表現に変えるとかはどうか。難しいか。</p>

委員長	<p>条文の本文を変えるのは難しいかもしれない。入れるのであれば、解説になるかと思う。子どもに限らず、町民には高齢者や現役世代も当然含まれるわけですが、その中で「子ども」についてのみ、第8条であえて規定している形になっている。このことについて、解説にさらに説明を付け加えるかどうかということで、皆様に伺う。</p>
委員	<p>そういうことであれば、そのままでいいと思う。</p>
委員	<p>このままでいいと思う。</p>
委員	<p>私も、このままでいいと思う。</p>
委員	<p>私は、まずこの町の最高法規となるこの条例に、第8条で子どものことが規定されること自体が、すごいことだと思っている。その上で、今の議論については、そのままでいいと思っている。第17条よりも先に、第8条で子どものことを規定していることが、重要なことだと思う。</p>
委員	<p>このままでいいと思う。第17条に「年齢及び性別に関わらず」とあり、その後に「すべての町民」となっている。これで子どもから高齢者まで含むことを示しているので、はっきりいうと、(付け加えることは) 必要ないと思う。</p>
委員	<p>このままでいいと思う。理由は、委員がおっしゃったとおり。</p>
委員長	<p>では、貴重なご意見をいただき、申し訳ありませんが、このままということにさせていただきます。</p>
委員長	<p>【23ページ 議会の役割と責任】 ここに、資料3にある「二元代表制の図」を追加するという。ここで私から一つ提案させていただきたいが、資料3の二元代表制の図で、町民の方が議会とか町長の下側になっているが、この条例では町民が主体としているので、町民を上側に持ってきていただけないか。皆様いかがか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員	<p>【29, 30ページ 参加の機会】 関係法令の「審議会等委員の公募・選考基準」の「4 公募委員の在任期間は、一の審議会等について10年未満とする。」の中で、「一の審議会等」という表現が、1つの審議会等という意味だと思うが、読みにくいかなと。</p>
事務局	<p>ひらがな表記に修正する。</p>
事務局	<p>【32ページ パブリックコメント】 解説で、「重要な条例、計画等の制定又は改廃若しくは改定に当たっては」と、条文と同じ表現を使っている、分かりにくい表現かと思いますので、別の表現を検討さ</p>

	せていただき、後日修正する。
委員長	確かに、「又は、若しくは」という表現は、他の方にはあまりなじみのない表現だと思う。できるだけ平易な文章にするということもあるので、検討を願う。
委員長	<p>【36ページ 住民投票】</p> <p>吉岡委員から、ここでいう「住民投票」は、地方自治法の直接請求は違うということを確認にした方がよいとの意見があった。</p>
事務局	解説の後に、参考として、追加することは可能。確かに吉岡委員の言うとおりに、直接請求とは違うものなので、そこは記載しておいた方がいいかと思う。
委員長	<p>参考を追加していただくということで、吉岡委員や他の皆様も、それでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員	<p>【38ページ 健康の増進】</p> <p>名詞や動詞の「取組・取組み・取り組む」などについて、逐条解説の中で表現がバラバラなので、統一した方がいいと思う。</p>
委員長	確かにこれは統一した方がいいと思う。おそらく利根町としてのルールが決まっていると思うので、確認して修正願う。
委員長	<p>【39ページ 総合振興計画】</p> <p>利根町では、総合振興計画は、議決事件か。</p>
事務局	条例を策定しており、基本構想については、議決事件としている。
委員長	<p>この総合振興計画に関しては、地方自治法の改正などの背景も含めると、非常に難しい話になっている。この解説では、その部分まで記載されているが、これは参考に記載する方がいいかもしれない。この点については、事務局と私の方で相談させていただきたい。皆様いかがか。お任せいただいてもよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員	<p>【43ページ 危機管理】</p> <p>第2項の解説についてですが、「共助」には2つがあって、第2項は町と関係機関との共助について書かれていると思うが、私たちの身近な共助は、近所の人とかとの共助だと思う。この部分が書かれていないと思うが、どうか。</p>
委員長	確かに、共助にはおっしゃるようなことが2つがある。第2項の解説では町と関係団体との共助が書かれているが、その前提として、町民同士の共助があるということ

	だと私は解釈しているのが、事務局はいかがか。
事務局	おっしゃるとおり。
委員長	そうなると、ここの解説が分かりにくいなら直す必要があるということになる。皆様いかがか。
	(「このままでよい」との意見が多数)
委員長	このままでもよいとの意見が多数のため、このままとさせていただきます。
委員	「(自主防災組織・・・消防署等)」とありますが、ここに消防団は入れていただけないか。
委員長	「消防団」は自主防災組織に含まれているのでは。
事務局	事務局としては、自主防災組織は、自治会等で組織していただいているものをイメージして使っている。消防団はどちらかというところ「消防署等」の中に入るイメージかと。ただ、「消防団」という文言を入れるということは可能だと思う。
委員	ぜひ、入れてほしい。
委員長	では、「消防団」を入れるということで、他の皆様はいかがか。
	(一同了承)
委員	【44ページ 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力】 「・・・及びその他地方公共団体」とありますが、「その他の地方公共団体」の方が分かりやすいと思う。
委員長	確かに、一般的には「その他の」の方が分かりやすいかもしれない。しかし、法令文としてのルールもあると思うので、ルール上、修正が難しいのであれば、解説の方で「その他の」という表現を使っただけならば十分かなと思う、いかがか。
	(一同了承)
	4 次回の開催日について 次回の開催は10月上旬を予定。詳細は後日通知となった。
	5 その他 今回の会議でいただいた意見を基に修正を行う。修正後の条例案及び逐条解説案に基づき、住民説明会、パブリックコメントを実施する。

<p>住民説明会に参加を希望する委員の方については、後日事務局まで連絡をいただきたい。</p> <p>6 閉会</p> <p>それでは以上を持ちまして第27回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>
